

## 【別記5】

### 災害時等における施設使用の協力に関する特記仕様書

#### (趣旨)

第1条 災害時等に、乙が管理する施設を、盛岡市地域防災計画に基づく指定緊急避難場所、指定避難場所及び支援物資等集積場所等(以下「避難場所等」という。)として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

#### (協力要請等)

第2条 甲は、災害時等に、避難場所等として使用する必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙が災害時等において緊急に対応することが必要と判断した場合は、甲にその状況を連絡し、指示を受けるものとする。なお、乙は、甲から連絡が途絶し、指示を受け取ることができない場合は、指示を受け取れる状況になるまで、乙の判断により避難場所等を開設するなど、適切な対応に努めるものとする。

#### (要請手続)

第3条 前条で規定する甲の要請は、施設を所管する長の名により当該施設の施設長に対して行うものとする。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

#### (協力体制)

第4条 乙は、甲が作成する「盛岡市指定管理者災害対応の手引き」に基づきあらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合、乙は、甲に報告するものとする。

#### (災害時等の対応)

第5条 乙は、災害時等においては、速やかに避難場所等としての機能を果たせるよう施設の開錠など必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、避難場所等の開設及び運営に協力するものとする。

#### (費用負担)

第6条 この仕様書に基づき乙が協力に要した経費は、甲が負担するものとし、その額については、甲乙協議の上決定するものとする。

#### (疑義の決定)

第7条 この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定するものとする。